

医危第2425号  
令和5年6月20日

一般社団法人神奈川県精神科病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年6月14日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）」が発出されましたのでお知らせします。

当該ガイドライン内の質疑応答集（Q&A）問3に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部が更新されております。

詳細につきましては、別途資料をご確認ください。

また、貴会員への周知をお願いします。

【添付資料】

・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

（令和5年6月14日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（6月14日）

問合せ先  
感染症対策企画グループ  
亀山、森  
電 話 045-210-4791

事務連絡  
令和5年6月14日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省 健康局結核感染症課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の  
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年4月26日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

この度、ガイドライン内の質疑応答集（Q&A）問3に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部に更新があるため、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（令和5年6月14日）（赤文字が修正部分）

### p 23 質疑応答集（Q&A）

問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

（現記載）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））又は亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上）による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=3](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=3)

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html)

（修正案）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm 以上）、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=490](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=490)

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html)

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

問9 「感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html)

#Q9

p 2 8

(現記載)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インター が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。

(修正案)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インナー が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。